

○内閣府告示第四十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 青森県
- 二 地域再生計画の名称 下北地域の暮らしを支える港づくり計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 青森県下北郡大間町の区域の一部（大間港及び奥戸漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第四十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 寒河江市
- 二 地域再生計画の名称 花・緑・せせらぎで彩る寒河江再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 寒河江市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第四十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 つくばみらい市
- 二 地域再生計画の名称 「みらいへ繋ぐ水と緑」再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 つくばみらい市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第四十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 船橋市
- 二 地域再生計画の名称 「未来へつなぐ恵み豊かな環境のまち・ふなばし」
- 三 地域再生計画の区域の範囲 船橋市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第四十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 佐倉市
- 二 地域再生計画の名称 印旛沼周辺地域活性化計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 佐倉市の区域の一部（印旛沼周辺地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（四の六）

○内閣府告示第五十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 静岡県
- 二 地域再生計画の名称 住んで良く・訪れて楽しい、躍動する『みなとまち、さかなまち』計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 沼津市の区域の一部（沼津港及び戸田漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第五十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 広島市
- 二 地域再生計画の名称 基町住宅地区再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 広島市の区域の一部（基町住宅地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（四の五③）

○内閣府告示第五十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 徳島市
- 二 地域再生計画の名称 水都とくしま・水のかがやき再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 徳島市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第五十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 香川県木田郡三木町
- 二 地域再生計画の名称 三木町「豊かな水環境とともに創る住み良いまちづくり」再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 香川県木田郡三木町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第五十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 高知県及び香美市
- 二 地域再生計画の名称 暮らしを支える道路基盤の整備計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 香美市の区域の一部（物部町及び香北町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第五十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 武雄市
- 二 地域再生計画の名称 住みたいな、訪れたいよ「泉都武雄」の地域再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 武雄市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 長崎県
- 二 地域再生計画の名称 みなとまち今昔物語―漁業の力再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 平戸市の区域の一部（大島港、大根坂漁港及び薄香湾漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 長崎県
- 二 地域再生計画の名称 浅茅湾マグロ養殖にかかる給餌・給水基地整備の連携計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 平戸市、松浦市及び対馬市の区域の一部（調川港、竹敷港、生月漁港及び三浦湾漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 長崎県
- 二 地域再生計画の名称 漁獲物輸送の合理化による水産物供給の安定化・作業の安全性向上計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 長崎市及び長崎県南松浦郡新上五島町の区域の一部（青方港、野母漁港、樺島漁港、上五島漁港及び岩瀬浦漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第五十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 熊本県及び熊本県天草郡苓北町
- 二 地域再生計画の名称 ふるさと苓北・安全で活力ある地域づくり
- 三 地域再生計画の区域の範囲 熊本県天草郡苓北町の区域の一部（富岡港、坂瀬川漁港及び西川内漁港）
（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第六十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 人吉市
- 二 地域再生計画の名称 地域資源を活かした人吉ハラル促進区を実現するための地域再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 人吉市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（四の六）及び訪日旅行促進事業（四の六）

○内閣府告示第六十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 宮崎県及び宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町
- 二 地域再生計画の名称 人間性の回復と低炭素社会の実現を図るためのまちづくり再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第六十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 始良市
- 二 地域再生計画の名称 あいら☆山く川く海のつながり再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 始良市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）